

令和2年第12回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和2年12月7日 午後3時1分
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和2年12月7日 午後3時1分
筑紫野市役所 504会議室

2 閉会日時 令和2年12月7日 午後3時54分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、檜木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

環境経済部農政課農政担当主事 富岡拓也

5 会議に付した事項

農地

報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第34号 農地を改良する届出について

報告第35号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第34号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第35号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第36号 非農地証明願いについて

農政

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：じゃあ、皆さん、こんにちは。時間となりましたので、ただいまから始めていきたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、4番委員の砥綿様、6番委員の永田様、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。お手元に、以前本日の議事を配付しておりましたので、その内容によって本日の会議を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第33号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外2筆。地積は、田2,859平米、合計2,859平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外3筆。地積は、田251平米、畑1,182平米、合計1,433平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第34号、議案書のとおり届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地籍は田253平米。届出内容、造成計画、盛土・整地。造成高、1メートル。のり面処理はございません。工事期間は令和3年4月1日から令和3年6月30日まで。理由としては耕作利便のため。水利承諾書は添付されております。

番号2番、届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地籍、田446平米。造成計画は盛土・整地。造成高、1メートル。のり面処理は該当ございません。工事期間、令和3年4月1日

から令和3年6月30日まで。理由としては耕作利便のため。水利承諾書は添付されております。

番号3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地籍は田600平米。造成計画、盛土・整地。造成高は1メートル。のり面処理は、土羽。工事期間、令和2年12月10日から令和3年3月10日まで。理由としては耕作利便のためでございます。水利承諾書は添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。3件の報告がございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありがとうございます。以上で本件について異議がございませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第35号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑で39平米、合計39平米。届出の理由は、適用条項第29条第1号、農業用倉庫の設置のためでございます。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第36号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積は、田1,859平米、合計1,859平米。転用目的は長屋住宅、戸建住宅。契約内容は共有物分割。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和3年4月1日から令和3年9月30日まで。開発許可の可否は、県開発許可該当になります。受付月日は令和2年10月29日。

番号2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田127平米、合計127平米。転用目的は自己住宅。契約内容は使用貸借。構造規模は木造3階

建て。工事期間、令和2年12月25日から令和3年3月25日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年11月5日。

番号3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田466平米、合計466平米。転用目的、自己住宅。契約内容は贈与。構造規模、木造2階建て。工事期間は令和2年12月20日から令和3年8月10日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は令和2年11月2日。

番号4番、譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□、代表取締役□□。譲渡人、福岡市□□、□□。届出地、□□。地積は、田92平米、合計92平米。転用目的は敷地拡張。契約内容は売買。構造規模は現況のまま利用。工事期間は施工済みでございます。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年11月9日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：1番はこれ、アパートか何かですね。長屋住宅と書いてありますけど。

○事務局：アパートです。すみません。アパートになります。

○議長：よろしいですか。ほかはございませんか。

どうぞ。

○委員：すみません。この2番、自己住宅なのに使用貸借というのは何ですか。借家ということですか。矛盾しているような。

○事務局：譲受人、譲渡人の関係は親子でございまして、記載のと通りの使用貸借、無償でという形になろうかと思えます。贈与でもなく……。

○委員：すみません、ちょっとよく分からない。土地を息子さんが……。

○事務局：借りる。借りるというか使用貸借として借りるという形になります。

○委員：はいはい。

○事務局：土地だけですね。

○委員：土地だけですね。

○事務局：はい。

○委員：そこの上に建てると。

○事務局：そうですね、はい。

○委員：分かりました。

○議長：よろしいですか。ほかはございませんか。

○委員：もう1点よろしいですか。

○議長：はい、どうぞ。

○委員：すいません。4番の□□ですけど、敷地拡張ということなんですが、隣接地で何をこの会社はしていращやるのかなど。単純に資材置場が足りないから隣をこういう形で買って使うのかとか、ちょっと何かはっきりしないですよ、ただ拡張では。

○事務局：申請を確認しますと敷地拡張ということでございまして、□□さんは申請書の内容によりますと土木工事業ということでございまして、目的までは、すみません、資材置場まではちょっと記載がない、拡張しますということでの申請内容でございました。恐らくそういった目的で拡張されるのかなと思われま。

○委員：分かりました。

○議長：よろしいですか。

○委員：はい。

○議長：ほかはございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

議案第34号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題とします。

1番、2番、両方とも同じ委員さんではございますが、別々にやりたいと思います。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さんですかね。申請地の表示、□□。地籍ですけども、田681平米、合計681平米。申請理由は相手方要望で、契約内容は売買です。

ここの人は現在4人で、水稻1万9,183平米と、あと畑に野菜を作っております。持ち物として、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、その他草刈り機とか乾燥機等を持っております。

以上でございます。

あと、図面は、次のページと次のページを見てもらうと分かりますけども、これは1枚みたいになっていますけども、1筆、4枚の段差がある土地となっております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局より追加説明をお願いいたします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりでございます。

3条の要件の確認をさせていただきたいと思いますが、現在耕作されていращる農地の利

用状況は主に水稲ということで、現在耕作されている全ての農地の利用状況は良好、取得後におきましても効率的に耕作を行うと思われま。

従事状況でございますが、先ほど4人ということになっております。従事日数等からも、今後とも常時従事されるというふうに思われま。

最後に、地域との調和になりますが、申請地につきましては、これまで同様に水稲を作付するというところでございますので、周囲への影響はないと思われま。

以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することいたします。

それでは2番について、同様でございますが□□番委員の□□委員さん、再度お願いいたします。

○委員：番号2、譲受人、三養基郡基山町□□、□□さん。譲渡人、三養基郡基山町□□、□□さんです。申請地は□□、□□との境になっています□□というところの□□外1筆ということで、田んぼ8,687、合計8,687平米です。申請理由は相手方要望で、契約内容は売買ということになっております。

ここは現在二人で作業を行っておられます。米が8,687平米で米を作っております。農機具としては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台と、あとダンプトラックが1台あるそうです。ここもこれからも水稲を作るということで申請がっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より追加がありましたらお願いいたします。

○事務局：内容につきましては、□□委員さんから説明があったとおりでございます。

場所でございますが、8ページに位置図をつけております。黒く網かけをしておる場所でございます。右下のところに□□があります、□□のですね。そこから約500メートル西側にある農地というところでございます。

農地法3条の要件でございますが、現在耕作している利用状況、所有地としましては、自作地

として2,838平米、貸付地がございまして、これが5,300平米ほどあります。主に水稲ということで作付がなされておりまして、現地確認をしましたところ、利用状況は良好でございます。取得後におきましても効率的に耕作を行うというふうに思われます。

営農状況でございますが、説明があつたとおり、世帯二人で従事されており、従事日数も150日ということで、今後も従事されるというふうに思われます。

地域との調和でございますが、申請地については水田等に利用するというところで、周囲への支障はないというふうに思われます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。場所はよろしいですかね。

どうぞ。

○委員：これ、1番は山の根元ですよ。

○議長：一番奥です。一番高いところですよ。

○委員：これ、本当、今後されるんですかね。これを見ていたら、一番山の根元になるから。一番上のほうだから。2のほう。

○委員：これから続けるという話ですか。

○議長：何か水も常時流れているみたいで、今、溝がありましてね。

○委員：山水が流れてきているからでしょうけど。これ、一番上、どうだろうかって思っちょっと心配になって。はい、いいです。

○議長：行かれた現場の話を少ししてあげたら。

○事務局：そうですね。先日、会長それから副会長と現地確認をさせていただきました。状況としましては、もう一番本当に上のところになりまして、現状としては草木が伸びている状況で、いわゆる耕作されていない場所でございます。

先日現地確認をしましたら、そこを、まだ取得前でございますが伐採をされてあります。草木を伐採されて耕作できる状態になるように努めてらっしゃいました。実際、現地に行ってみてですね。そこが耕作できる状況になれば、耕作放棄地の解消にひとつつながるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長：現状のお話をさせていただきました。

御質問、どうぞ。

○委員：まず、地図を見たら、□□のほうが広くて□□のほうが小さいような感じで、そこに間が空いているじゃないですか。これは一枚には……。筆といいながら、このようにして飛び地の

ようになっていますが。それは現場で確認したろうとは思いますが、農業するのに利便性として、何といいますか、空いているところは一体何なのかということと、水路がそこでもう切れていますよね、下のほうは。違うんですかね、これは。だから、心配したのは、多分耕作放棄地だろうと。今買ってある方が佐賀県の三養基郡の人ですよ。今回審議しているのは、農業委員は筑紫野市の農業委員でしているんですが、この方が実際に佐賀の農業でどれぐらいされているかというのがちょっと知りたいなど。果たしてこれを継続して必ず農業をしてもらえるのかどうか。その辺をひとつ確認というか、再確認をぜひお願いしたいなと思います。まず、飛び地になっているのは、これは。

○事務局：そうですね、間に……。9ページですね。9ページに字図がございます、□□という地番でございますが、ここはもう所有者が違うということですね。所有者は違う方が持っていらっしゃる。

○委員：それは何ももめることはないんでしょうね。

○事務局：また相手方が変わりますので。あくまで、今回は□□さんですね。譲り渡される□□さんとの売買になりますので。□□については所有者がもう違うということです。

あと、水利の関係は、一番上のほう、現地に行ったんですけど水も流れている状況ではありましたが。水に関しては、すみません、全体的に支障がないかというところとちょっと分かりませんが、水は来ているということです。

それと、基山町のほうでございました。心配されていらっしゃる場所もあると思いますが、基山町の農業委員さんのほうにも、農業委員会の事務局のほうにも確認をしまして、状況としては特に問題はないということで、基山町に関しては問題なく作業されていらっしゃるということで確認を取っています。所有地であります基山町、それから、鳥栖のほうは貸付地になりますが、基山町の農地のほうに関してはきっちり農地、田んぼ、それから畑ということで耕作はされている状況でした。

○委員：何反ぐらい耕作されているんですか。その括弧書きが2,838平米って書いてあるからですね。2反しかないので、さっきおっしゃったこととちょっと違うなと思ったものだから。

○委員：面積要件は買った面積が約1万になりますので、要件としては合致するんですけどね。買った土地も含めて3反以上とか、畔面積5反以上とか、それには合致します。違法じゃありませんけどね。

ただし、市外の人が市外の人同士で売買されたとき、あと地元のこの□□地区の人が果たして区役とか水路掃除とか、大事になるのはいろんな問題に協力してくれるかどうかですよ。特に出作の人は、区役もしないわ、田植だけはしていくけど草も刈らないわで、いろいろ苦情が出ていますのでね、都会のほうの農業委員会では。だから、田舎のほうの地元の人のそういった弊害

があるかないかが一番問題になりますね。これはもう佐賀県の人同士だから、地の人同士だろうと思うんですけどね。あくまでも□□地区の人の、農事組合じゃないけど、そういった区役とかいろんな仕事とか協力を。ただ植えっ放しとか、ただやりっ放しということがないようにしていただければ、もう問題ありませんけどね。

○議長：よろしいですか。ほかはございませんか。

農業……、これは林業をしてるんでしょう。

○事務局：林業ですね。

○議長：林業もされているみたいですし、今まだ頑張っておられる時期だそうなので。一応地元の委員さんも認めてありますし、お互い、両方の方も了解の上で売買されておりますので。

それでは、意見はほかにごございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようでしたら、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第35号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員のほうから説明をいたします。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。

1番です。譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□、代表取締役□□。譲渡人、名古屋市□□、□□。申請地の表示、□□。地籍、田の968平米、合計968平米。申請内容は、隣接地でありますし資材置場として使う。契約内容は売買でございます。構造規模は、盛土、整地。工事期間、令和3年1月15日から3月31日まで。農地区分等は第二種でありまして、すぐ近くまでは農用地区域があります。資金の内容は自己100%。開発許可は要りません。用排水につきましては、現在この申請地の道路側に素掘りの排水路がございます。そこへ流しておいて、その流した分は道路の下を通過して直接□□川へ落ちるような一番末端でございます。そういうところで、承諾書添付でございます。筑紫野市の都市計画区域については、□□地区は区域外でございます。

そういった状況で、地図をちょっと見ていただきたいと思います。12ページが見やすいかと思っております。左側の十字路みたいに……、T字路なんです、これが国道の□□号線で……、これは、ごめんなさい、鉄道です。□□線の踏切です。その左の上のほうに登ったところが□□号になり

ます。T字路で、この道は□□の変電所のほうへ行っている道であります。申請地のすぐ右側に□□川が流れております。申請地の南側には市営住宅がございまして、その間から入っている道は圃場整備内ですから、この地図の上の部分で農用地区域になります。ここは農用地区域に入っておりません。□□さんはこの上の黒い色を塗っている部分の上側全体でございまして、ですから、こちらがこの部分を一緒に買われて資材置場とされるということでございまして、内容としては、

実は先日、推進委員の□□さんと一緒に見て回っておりますので、□□さんのほう、何かございましたら。

○推進委員：これについては、隣接地とかはありませんので、別に問題ないと判断しております。

○議長：では、事務局のほうから追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございまして、

繰り返しになりますが、申請地についてでございます。譲渡人の方が相続でこれの所有権を得られたものですが、見てのとおり県外に住まれていまして農地の管理が十分に行えない。そして、先ほど説明がありまして、申請地の隣が譲受人の木材加工工場ということで、申請地が資材置場として有効であるということから今回申請がされております。被害防除計画がございましたが、造成後は碎石を敷いて、雨水を抑制して、周囲への影響を少なくするという事で被害防除計画が出されておりました。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。ありませんか。

(なし)

○議長：では、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、□□、□□。申請地は□□。地籍、田336平米。自己住宅です。契約内容は、これは売買と書いてありますが、生前贈与であります。構造規模、軽量鉄骨2階建て。そして、盛土を70センチします。工事期間、令和3年1月4日から3月31日まで。これはなぜ早いかというと、セキスイハイムで組み立てて持ってくるんですよ。

それで、持ってきて組み立てるだけなので早いとです。それから、農地の区分、第二種。資金の内訳、借入100%。建蔽率、21.77。開発許可、不要。用排水処理、条件付。都市計画区域、区域外。

それと、ここ、上水も何も来ていないので井戸を掘ります。それから、生活用排水、雨水ですね。雨水も含めて浄化槽を通してですね。地図は14ページが分かりやすいですね。この上がもう市道です。その上の□□というのが、農業用の1.5メートルぐらいの幅のU字溝があって、その下に□□川のほうに流れ込むようになっております。それで、市道を通して排水しないとイケないですよ、この下。それで、掘ってヒューム管を入れて、この水路に流すそうです。それから、農業委員会が通ったら、市の維持課、ここに来て許可をもらうそうです。

それで、隣接地が、□□の右側に隣接地があるんですよ、田んぼですけど。これはもう承諾書ももらっております。それで、農業水利の印鑑ももらっております。

○議長：よろしいですか。

○委員：それぐらいです。

○議長：ありがとうございます。では、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

申請箇所でございますが、13ページに地図をつけております。真ん中のほうに四角くくくって真ん中の網かけの部分が申請地になりまして、上のほうに□□公民館があるような位置でございます。

農地区分は、第二種農地でございます。

今回の申請理由ですが、譲受人の□□さんは、譲渡人の息子さんに当たるということでございまして、現在アパート暮らしということで、近々家族が増えるというところで手狭になると。

○委員：次男坊です。

○事務局：次男坊さん、失礼しました。現在のアパートが手狭になるということで、両親に相談しましたところ、両親の所有する土地を提供してくれるということから、今回、申請地に住宅を建設するものであります。

先ほど承諾書の関係がありましたが、水利、それと隣地承諾書等も、内容は条件が付されておりました、内容は同じでございました。内容は、既設側溝を新設側溝に結合すること、新設側溝を1か所追加することという条件が付されておりました、土地の利用計画図がございまして、この条件を反映した計画内容ということになっておりました。

以上です。

○委員：これ、浄化槽をつけて。下水道管も何も来ていないですよ。浄化槽をつけるということですよ。

それと、市にお伺いしていいですか。この市道の下にヒューム管を入れて流すでしょう。占有使用料を払わないといけないですか。

○委員：それ、□□川に流すんでしょう。

○委員：いえいえ、上の、農業用水。市道を掘ってヒューム管を入れるから占有使用料とかになりますでしょう。

○委員：結局、下水管料金とか何とかの関係。

○議長：ちょっと□□さん、すみません。□□委員さん、ちょっとごめん、局長のほうから。

○事務局長：市道の占有は維持管理課のほうが行っているんですけども、基本的には有料になってきたりとかしますが、生活用の最低に必要なものの占有とかいうところは無料でというところもありますので。

○委員：ああ、無料ですか。

○事務局長：も、ありますので、その辺は所管のほうで尋ねられたらよろしいかと思います。

○委員：無料もあるけど有料もあるんですか。

○事務局長：そうですね。基本的には1メートル当たり幾らというのと管の大きさとかもありますので、それはそちらのほうで聞かれたらいいと思います。

○委員：無料になる場合もあるんですね。

○事務局長：はい。

○議長：本人さんにお伝えください。

○事務局長：そうですね、占有の許可申請はどちらにしても、掘削とかもありますから、維持管理課のほうにお尋ねられたらいいと思います。

○議長：すみません。□□委員、何かありましたら。

○委員：だから、今言われた内容はあれでしょう、当然下水道料金も水道料金も払わないけども、水道を使うからということの占有料でしょう。

○委員：いや、違います。

○委員：雨水幹線使うとか何かじゃないけど。

○事務局長：道路を掘削するという占有料です。

○委員：あ、その占有。

○議長：よろしいですね。ほかにございませんか。

どうぞ。

○委員：すみません。これ、契約内容のときに、売買ではなくて生前贈与とおっしゃいましたけど、税法上で問題は出てこないですか。出ませんか、市役所のほうで。税法上の問題。実際は生前贈与とおっしゃっていましたよね。この契約内容には売買と書いてあるわけですから、問題

発生しませんか。

○委員：すみません、売買じゃないです。

○議長：どうぞ。事務局。

○事務局：先に訂正を申し上げればよかったんですが、すみません。これは、契約内容は贈与です。売買じゃないです。贈与になります。すみませんでした。

○議長：では、契約内容を贈与に変更をお願いいたします。

○委員：これ何か10年ほど前の生前贈与の税率、控除も変わってますよね。

○議長：それでは、ほかにございませんか。どうぞ。

○委員：敷地の右下、14ページの三角形の右下のほうに、水路か何かですか、それ。これは何ですか。とても気になって。家の中を、土地の中を通っていつているような感じ。

○委員：これは水路です。

○委員：水路でしょう。水路を、これ、壊すというか。

○委員：いや、これ、U字溝が入っていきます。

○委員：この方の所有のところなんですか。これは。

○委員：はい。

○委員：上もずっとつながっているから、共有のものかなと思ったんです。

○委員：いや違う、上はよその田んぼですね。それで、黒いところの上が水路……。

○委員：ここは潰すわけでしょうが、水路を。

○委員：うん。それで、ブロックついて、下にU字溝を入れます。

○委員：だから、この水路は潰れるわけじゃなくて……。

○委員：使います。ここしかないと。

○委員：ちゃんと……。

○事務局長：暗渠になるんでしょう。

○委員：下、何かくぐるわけでしょう、これ何か。

○委員：いや、これはもう最初からあるんです、水路が。

○議長：暗渠でつなぐ……、新しくし直すということですか。

○委員：いや、水路が、これ見たら潰れそうな感じだったからですね。

○委員：いや、これ、まだここしかないんですよ、かかり口の、下の田んぼの。

○委員：だから、そうだろうと思ったものだから、何かそこは。

○委員：ここはU字溝を入れてですね。

○委員：住宅になるなら、ここは浄化槽とかおっしやってるけど、隣地の水路の関係があるんじゃないかなと思ったものだから。

○委員：浄化槽は左の上のほうに造る。

○議長：ですから、よそに行く水を通さなくちゃなりませんので、あくまで敷地内を提供してあった中に用水路が通っていますので、そこはそれなりに改修して造られるということで。

○委員：それも条件つきの中に入っているんですか。

○議長：入っている。

○委員：だけど、隣地承諾を取ってあるんでしょう。

○委員：隣地承諾の中にそれはもうちゃんと入っておかなければいけないわけですね。

○委員：はい。

○委員：その確認でした。以上。

○委員：だから、隣地承諾はきちっとしておかないとね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、15ページをお開けください。

議案第36号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、お願いいたします。

○委員：1番、申請者住所、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、田1,936。当該地は、昭和52年より耕作放棄地となっている。そのため、現況は山林となっています。

場所については、□□の一番奥、□□に抜けるんじゃないなくて、□□の□□で言った、私、地元ですから。一番奥です。もう完全に昔から、私が子供のときから、52年ですので、もう耕作放棄地ということになっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：この現地につきましては先日、会長、副会長と確認をさせていただきまして、もう周囲も山林ということで、申請地についても同様に山林化しているという状況でございました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方、ありましたらお

願います。

あそこ、砂防ダムが。

○事務局：そうですね、そうです。

○議長：砂防ダム関連でしょう。

○委員：そうです。砂防ダムを造るのに。

○議長：現在、砂防ダム工事が二、三か所ずっと段を置いて造られるそうで、その関連の一番下の部分になっております。そういったところもあって、現状が竹やぶだったのを、一部開いて使われると。県ですよ。

○事務局：そうです。

○議長：県の工事でやられています。よろしいでしょうか。

(なし)

○議長：それでは、本件に対する質疑もございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

また、同様でございますが、2番につきまして、同じく□□番委員であります□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：2番、申請者住所、横浜市□□、□□。申請地、□□。地積、田746。当該地は、昭和56年より農地転用許可を受けたが建物はない。そのため、現況は雑種地となっています。

この分につきましては、今度、購入した方が、ここに野菜とか何かをちょっと家庭菜園のようなことをしたいという形で、こういう用地を変更するという形で申請をなされております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、事務局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○事務局：内容については、□□委員から説明いただいたとおりです。申請地、先ほど説明がありましたとおり、昭和56年に農地転用許可を受けた場所です。許可を受けた後、所有者の変更、登記の変更まではされてあったんですが、地目はそのまま、所有者のみの登記の変更しかしていらっしゃらなかったというところで、地目は農地のまま残っていたという状況です。

現地確認をしましたが、現況は草木が伸びて雑種地となっている状況でございます。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次は農政議案に移ります。

農政議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号、02-12-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、2,167平米。利用権の種類、賃貸権。利用権の内容、麦期間借地。期間につきましては、令和2年12月11日から令和8年11月10日の6年間となっております。賃借料は、10アール当たり1,500円となっております。

以降につきましては、記載のとおりですので、お読み取りいただければと思います。

総計でございます。件数につきましては、新規が5件、筆数としては10筆、1万9,074平米の利用権の設定に関する件でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・御意見のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○議長：では、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、同じく、農政議案第21号に移ります。次の次のページをお開けください。

農政議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者からの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区

天神4丁目10番12号。所有権移転をする者、□□、□□の2名になります。住所につきましては、□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,173平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期はいずれも令和2年12月24日となっております。

以降、お読み取りいただければと思います。

合計につきましては、2,249平米の売買に関する件でございます。今後、一度その公益財団法人の推進機構のほうに集めた後、担い手に斡旋を行い、集約化を図っていくものでございます。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございました。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

一応、全議題が終わりました。

定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和2年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。